



各 位

会 社 名 株式会社サンテック 代表者名 取締役社長 八幡 欣也 (コード番号 1960 東証第2部) 問合せ先 執行役員管理部長 舩戸 文英 (TEL, 03 - 3265 - 6181)

当社従業員による業務上横領に係わる社内調査結果、再発防止策の策定 及び関係者処分に関するお知らせ

2020 年 7 月 30 日付「当社従業員による業務上横領の疑いについて」で公表いたしました当社従業員(以下、「当該従業員」といいます。)による業務上横領(以下、「本件」といいます。)の疑いについて、社内調査委員会(委員長:取締役八幡信孝(コンプライアンス担当))において調査を進めた結果、本日社内調査委員会から別紙「調査報告書」を最終報告として受領いたしました。

当社では、社内調査委員会が認定した事実と原因分析を真摯に受け止め、2020年11月26日開催の取締役会において、再発防止策及び関係者の処分を決議いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

株主様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めまして、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、二度とこのような不祥事を起こさぬよう、牽制機能の強化、コンプライアンス教育に努め、全社をあげて再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

記

1. 業務上横領が判明した経緯

竣工引渡済みの特定共同企業体^{※1}電気工事現場(以下、「当該現場」といいます。)の最終精算が 遅延していることから当該従業員に連絡し、事業所に出社するよう指示しましたが、当該従業員は、 出社することもなく連絡が途絶えました。当社は、直ちに当該現場の調査を実施したところ書類の 改ざんによる横領の疑いが発覚いたしました。

調査の結果、必要経費として当該現場口座へ多数回にわたり資金を振り込ませ、その口座から多数回にわたり、不当に現金134,090,787円を支出していた事実が判明いたしました。

2. 社内調査委員会の構成

当社は、取締役八幡信孝(コンプライアンス担当)を委員長として調査委員会を設置し、本件の全容解明を図るため、調査(以下、「本件調査」といいます。)にあたることにいたしました。なお、調査委員会は調査及びその評価の客観性を担保するために社外取締役佐藤正臣を委員に含め、調査にあたっては、当社の顧問弁護士の助言をいただいております。

委員長 八幡 信孝 (取締役)

副委員長 舩戸 文英 (執行役員管理ユニット長)

委員 佐藤 正臣 (社外取締役) 委員 関口 金男 (監査室長)

※1 建設工事を複数の企業が協力して請負う工事毎に結成された事業組織体をいいます。

委員 河野 直 (執行役員企画ユニット長)

委員 井出崎 功 (取締役 上席執行役員 中国・四国地区担当支配人) (再発防止策に限定)

3. 調査内容及び原因分析

(1)調査の対象範囲及び期間

本件調査につきましては、2019 年4月10日から2020 年8月11日までの期間を対象としました。また、本件調査の過程で明らかとなった同様の不正行為を実施可能な立場にあった他の従業員の不正行為の有無についても調査(以下、「本件外調査」といいます。)いたしました。

(2)業務上横領の概要

当該現場所長という立場の当該従業員が特定共同企業体構成員に対し、実際には現金支出の必要の無い出資金の資金要請をし、また預金通帳のコピーを偽造し残高を偽りながら、134,090,787円を私的に流用していました。

(3) 社内の共謀・組織的関与の有無

本件に関し、当社関係者に対してヒアリングを行ない、また資金の流出状況を調査の結果、当社内の共謀・組織的関与は認められませんでした。

(4) 本件外調査の結果

本件外調査におきまして同様な不正行為の有無の調査を実施いたしましたが、当該従業員以外の当社従業員において、同様な行為による不正は認められませんでした。

(5) 原因分析

当社及びパートナー会社が出資を行うという特定共同企業体の形態を巧みに利用し、当該従業員が行った出資金請求を、管理者が十分に検証することなく承認していたこと。

また、当該従業員が実質一人で当該現場における多額の現預金の出納・管理を行っていたという状況に対して、管理者による検証が不十分であったこと等から、長期間、当該現場口座預金残高報告の不正を発見することが出来ず、多数回にわたる当該従業員の個人口座への資金流用を阻止することが出来なかったことが原因であると報告を受けました。

4. 再発防止策

2020年9月1日付で広島支社電力工事部の組織を変更し、モニタリング機能、牽制機能を強化いたしました。また、預金通帳の現物確認と残高精査、銀行発行残高証明書との突合回数を増やし、預金管理のモニタリング機能を強化いたしました。

また、社内で毎月発刊している社内啓蒙紙「SEC news」で不正行為に対する教育を実施いたしました。今後は、不正行為に対する社内教育を定期的に実施してまいります。

当社は、本日開催の取締役会においてさらに以下の再発防止策を決議いたしました。今後は再発防止に向けて上記対応に加え、着実に取り組んでまいります。

事務規程の充実

今後、事務規程の充実により、より一層の事務の標準化・明文化を行い属人的な事務処理の排除を行います。

・コンプライアンス体制の再確認及び教育の充実

当社は、コンプライアンスを支援・指導する体制として、コンプライアンス担当取締役を統括責任者、管理部長を統括管理者に任命し、さらにコンプライアンスの徹底推進を目的とし、本社各

部及び国内外事業所(事業部ごと)において、そのトップをコンプライアンス責任者に、工事・営業グループのグループマネージャーをコンプライアンス管理者に指名し、部・事業所毎のコンプライアンス体制の構築・維持・管理、教育、違反発生時の初動調査と対応を行うことをコンプライアンスマニュアルに規定しています。

上記体制を再確認し、それを行動に移す必要があります。今後毎月発刊している社内啓蒙紙「SEC news」でコンプライアンスを全社員に啓蒙するだけでなく(すでに本不祥事案件は第66号で記事とし再発防止徹底済)、さらに従業員一人一人にその自覚を促すよう半期に1回開催される全国所長会議や管理セミナーはもちろんのこと、あらゆる社内会議において内部統制の重要性を広めるようコンプライアンス教育の充実を図ります。

・業務監査の充実

一部所において日常的なモニタリングが機能せず不正事件が発生してしまったことを踏まえると、 事後監査にとどまらず、監査による牽制機能及び事務指導を強化のため、監査室によって行なわれている業務監査及び内部統制監査における監査内容の見直しを行うともに、監査補助人員の強化を図ります。

内部通報制度の周知徹底

当社は2008年4月に内部通報規程を制定し、内部通報制度を導入いたしました。しかし実際に通報された事案はこの12年間で数件にとどまり、今回の不正について通報されることはありませんでした。上述コンプライアンス教育の中で改めて内部通報制度を周知徹底するとし、今月の社内啓蒙紙「SEC news」で内部通報制度を周知することといたします。

5. 関係者の処分

(1) 当該従業員

行方不明となっている当該従業員の安否確認が重要なことから警察署へ捜索願を提出しておりましたが、当該従業員について山口県警察より連絡があり、車中での死亡が報告されたため、死亡退職といたしました。

(2) 関係管理者

本件に関して十分な検証・管理をしていなかった関係管理者について、社内規程に基づき厳正な処分を行いました。

当社では、この度の事態を重く受け止め、上記のように関係管理者に対し厳正な処分を本日開催の取締役会において決定いたしました。なお、取締役の経営責任については本件に加え、本年10月29日に発表いたしました太陽光発電所建設工事における工事完成遅延による遅延違約金の特別損失(工事損失引当金繰入額)計上を含めた経営責任をも含め明確にするべきだとし、改めて取締役会において決議することを申し合わせいたしましたので、取締役の経営責任については後日ご報告いたします。

6. 損害金の回収

損害金の回収につき、あらゆる回収策を検討してまいりましたが、当該従業員死亡によりその回収可能性は極めて困難になっております。

7. 業績に与える影響

不正行為が行われた期間の当社の過年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、過年度の連結財務諸表の訂正は行わないこととしております。

以上

株式会社サンテック取締役会御中

調査報告書

2020年11月26日株式会社サンテック調査委員会

第1. 調査の概要

- 1. 調査委員会設置の経緯
- 2. 調査目的
- 3. 調査委員会の構成
- 4. 調査の対象
- 5. 不正行為の概要
- 6. 調査手続の概要

第2. 調査結果

- 1. 流用された金額
- 2. 当社損失計上額
- 3. 債権回収可能性
- 4. 出資金入金及び出金(流用)
- 5. 銀行資料から判明した資金流用状況
- 6. 不正行為がなぜ発生したのか(不正行為がなぜ可能であったか)原因分析
 - (1)出資金請求・精算書に対する検証
 - (2) 現場の預金・出納管理体制
 - (3) 発覚遅延
- 7. 類似現場に対する調査報告

第3. 要因分析

- 1. 属人的要因
 - (1)動機
 - (2)機会
 - (3)正当化
- 2. 制度的 · 組織的要因
 - (1)管理者による十分な検証不足
 - (2)事務管理に対する重要性の意識不足

第4. 再発防止策

第5. まとめ

第1. 調査の概要

1. 調査委員会設置の経緯

株式会社サンテック(以下「当社」という。)は、竣工引渡し済の電気工事現場(以下、「当該工事現場」という。)の最終精算が遅延していることから 当該工事現場を担当する従業員(以下、「代人」という。)に連絡し、事業所に出社するよう指示したが、代人は出社することもなく連絡が途絶えた。当社は直ちに当該工事現場の調査を実施したところ、書類の改ざんによる横領の疑いが発覚した。

調査の結果、当該工事現場に係る JV 出資金の名目で多数回にわたり JV 口座に資金を振り込ませ、その JV 口座から多数回にわたり、不当に現金約 134 百万円を支出していた事実が判明した。

当社は以上の結果を受け、コンプライアンス担当役員である八幡取締役を調査委員長に、下記を調査目的として、調査委員会を設置した。

2. 調査目的

調査委員会の調査(以下「本件調査」という。)の目的は、以下のとおり。

- (1) 当該不正事実の全容解明
- (2)類似事案の有無に関する調査
- (3) 上記を踏まえた再発防止策の検討

3. 調査委員会の構成

調査委員会の構成は以下のとおり。

委員長 八幡 信孝(取締役 コンプライアンス担当)

副委員長 舩戸 文英(執行役員管理ユニット長)

委員 佐藤 正臣(社外取締役)

委員 関口 金男 (監査室長)

委員 河野 直 (執行役員企画ユニット長)

委員 井出崎 功 (取締役 上席執行役員 中国・四国地区担当支配人)

(再発防止策限定)

なお、調査及びその評価の客観性を担保するため、佐藤社外取締役を委員とした。

4. 調査の対象

広島地区 電線張替工事1件

JV構成 (幹事) 当社 (構成員)他1社

5. 不正行為の概要

当社JV現場所長という立場にあった代人が、JV 構成員に対し、当該工事において実際には必要の無い出資金の資金請求をし、また預金通帳のコピーを偽造し残高を偽りながら、134,090,787円を私的に流用した。

6. 調査手続の概要

調査実施期間 2020年7月20日から2020年10月23日

調査手続の概要 関係資料による状況把握・実態解明

関係者合計9名のヒアリング実施(なお、ヒアリングは面談形式で実施した。)

第2. 調査結果

1. 流用された金額

一連の不正行為によって流用された金額の合計額は134,090,787円であり、内訳は以下のとおり。

2020年6月30日時点 単位:円

	帳簿残高	実残高	差引
・ JV 銀行口座残高	130,660,665	665	130,660,000
・JV手許現金	654,059	0	654,059
・手許現金(工事仮払金)	2,776,728	0	2,776,728
合 計	134,091,452	665	134,090,787

2. 当社損失計上額

第74期第1四半期決算において 営業外費用 134,000,000円を計上した。

3. 債権回収可能性

- ・代人については、山口県警より連絡があり、車中での死亡が報告された。 相続人は現在、相続放棄手続き中にて相続人からの債権回収は困難。
- ・身元保証人(実母・友人)宛、面談申し入れし、面談済み。保証債務履行を交渉中。
- ・東京地裁宛仮差押えの申立を行ったが、仮差押の対象とした代人名義の銀行口座は、仮差押時点では既に本人死亡により相続財産となっていたことが後に判明した。また当該口座残高が少額であるため、今後回収のために必要となるであろう相続財産管理人選任手続に要する費用のほうが高く、費用倒れとなるおそれが高いため、顧問弁護士からは仮差押さえを解除し、早期に供託金取り戻し手続きをしたほうが合理的であるとのアドバイスをもらった。そのため仮差押え財産からの回収可能性は見込めない。

損害金の回収につき、あらゆる回収策を検討してきたが、代人死亡によりその回収可能性は極めて 低くなっている。

4. 出資金入金及び出金(流用)

代人が JV 出資企業に出資金請求し、出資金合計 465 百万円を JV 企業から出資させ、累計 133.66 百万円を 16 回に渡り不正に引き出した。

5. 銀行資料から判明した資金流用状況

調査期間 2019年7月2日~2020年8月11日、約1年1か月

調査結果 代人は上記不正に引き出した資金を代人名義の個人銀行口座に入金し、その口

座を利用してギャンブルに費消したことが確認された。 上記 JV 口座から不正に引き出した金員のほとんどがそのまま損失となり、最終の 上記個人口座に残っていた残高は 7,966 円であった。

- 6. 不正行為がなぜ発生したのか(不正行為がなぜ可能であったか)原因分析 本件不正行為に関する直接的な原因は以下の2つの原因に集約することができる。
- (1)出資金請求・精算書に対する検証
 - ・当社及びパートナーが出資を行うという JV の形態を巧みに利用して、実際には必要の無い出資金の請求を、代人の上席である管理者が十分に検証することなく承認し、請求金額がそのまま JV 口座に入金されていた。
 - ・代人が行った JV 工事に関する各種支払いについて、代人の作成した精算書及び証票書類を管理者が十分検証することなく承認をしていた。
- (2) 現場の預金・出納管理体制

代人が多額の現預金の出納・管理を行っているという状況に対して、管理者による検証が不十分であったこと等から、長期間、JV 口座預金残高報告の不正を発見することが出来ず、多数回にわたる代人の個人口座への資金流用を阻止することが出来なかった。

以下 詳細に報告する。

① 出資金を請求する「支払依頼書」の検証

2019 年 4 月からの「支払依頼書」を確認したところ、JVからの出資金請求に際して、以下のことが 判明した。

代人が作成した出資金請求の書類について、その妥当性を検証し承認を行う代人の上席である技術工務グループのグループマネージャー(GM)及び工事部長の承認印は押印されていたが、それら管理者は適切な検証を行うことなく、その出資金要求を承認していた。その結果、帳簿上で精算すればよい経費分に対する出資金までも代人の請求通りJV口座に入金されていた。

② 出資金請求に対する承認体制(JV 事務局サイド)

次に JV の出資金請求に対する当社側の JV 事務局としての対応を検証した。

当JVの出資金請求手続きにおいて必要な出資金請求書に関して、事務局並びに運営委員長による検証が不十分であったこと等から、実際には必要の無い出資金の請求を是正することができなかった。

③ 精算チェックの検証

当 JV の支払いの流れを検証した。

工事に係る各種支払の流れは、代人が支払した後、証票書類(領収書その他証憑明細書)をJV精算書とともに支社に送り、工事部グループマネージャー、技術工務グループマネージャー、工事部長(以下、これらを「管理者等」という)がチェックするフローとなっていた。しかしながら、これらの者は、代人作成の証票書類(領収書その他証憑明細書)を承認しており、検証が不足していた。

④ 現場代理人の現預金の出納・管理体制

当JVは出資金方式を採用しており、スポンサーである当社とパートナー企業で共同のJV名義の口座を作成、当該口座に出資金を出資し、その口座から資材料、労務費、現場経費などの支払いを行なっていた。

代人が現場預金通帳と印鑑を保持し、銀行口座からの出金・振込と出納簿の記帳等の事務処理 までを実質的に一人で行なう状態であったことに対して、支社として適正かつ十分な管理が行えて いなかったため、不正な出金(振込)を行ない、帳簿に虚偽記載しその不正を隠蔽することを可能な らしめた。

結果として、残高報告の不正を長期間発見できなかったとともに、16回にわたる不正引き出しを阻止することができなかった。

⑤ 通帳の偽造・残高証明書の検証未実行

毎月現場から精算書とともに送られてくる現金残高確認書、預金残高確認書、現場出納帳及び 預金通帳のコピーについて、管理者等が照合・検証していた。

しかし、代人は JV 口座からの不正な出金を隠すため、通帳コピーを精巧に真似て偽造していたため、管理者等はそれを見抜けなかった。

第1四半期、第2四半期、第3四半期は、預金通帳コピーを広島支社管理部にて会計数値との一致を確認後本社に送付し、本社管理部会計グループにて会計数値と預金通帳残高を照合しているが、広島支社管理部・本社管理部とも通帳コピーが偽造されていることを見抜けなかった。

また、第4四半期においては、銀行残高証明書を取り寄せ、確認することになっていたが、2020年3月の当JV銀行口座においては、広島支社管理部・本社管理部とも銀行残高証明書による検証が漏れていた。なお、後記記載の通り、本件発覚後改めて他の現場の残高証明書の不備の有無について検証を行ったが、他現場での不備は発見されなかった。

(3) 発覚遅延

本件不正行為が長期にわたり発見できなかったのは、外部への支払いは滞りなく実行予算通り に支払われており、支払先からのクレームはなかったこと、及び横領された該当資金は帳簿上で精 算できる経費充当分で現金支出が不要であったことが、遅延の原因であると考えられる。

7. 類似現場に対する調査報告

本件不正行為発覚後、改めて類似現場に対する以下調査を全社ベースで行った。

- (1)代人が現場代人を務めた現場の 2017 年 7 月 (受注時)から 2020 年 6 月までの工事精算書の収 集及びチェック
 - 対象5件は領収書及び請求書等に改ざんや捏造の兆候が見られないため、問題は無かった。
- (2)2020年6月末時点で銀行残高証明書を取得した対象現場 34件
 - ・対象34件は帳簿残高と銀行残高証明書に差異は無いため、問題は無かった。
- (3)2020年3月末時点で銀行残高証明書を取得した対象現場 4件

- ・対象4件は帳簿残高と銀行残高証明書に差異は無いため、問題は無かった。
- (4)2020年6月末時点で現金50万円以上の現金実査した現場対象5件
 - ・対象 5 件は帳簿残高と現金有り高に差異は無いため、問題は無かった。

第3. 要因分析

1. 属人的要因

(1)動機

既述の通り、当 JV 口座から引き出された資金は、ほぼ全額がギャンブルにつぎ込まれており、代人の個人的な遊興費流用であったと認められる。

(2)機会

代人は、一人で現場預金通帳及び印鑑を保有し、出納・帳簿作成・会計報告まで実質的に一人で行っており、帳簿の改ざん及び通帳コピーの偽造により、当社の監視が及ばないところでの不正が可能な環境にあった。

(3)正当化

代人死亡により定かではないが、遊興資金を一時的に借りているだけであり、いずれギャンブル で取り返して返済すればよい、ばれなければよいだろう、という身勝手な論理で正当化し、流用に及 んだと推察される。

2. 制度的・組織的要因

(1)管理者による十分な検証不足

代人から提出された JV 出資金請求・精算書に対して、管理者による十分な検証がなされず、代人に不正の機会を与え、または助長させ、かつ長期にわたるその不正を発見できず、損害の拡大を招いた。

(2)事務管理に対する重要性の意識不足

広島支社電力工事部において、「事務と工事が会社の両輪である」という事務管理に対する重要性の意識が十分に浸透していなかった。また、必要な書類に決裁者の印鑑があればよいという形式主義なところがあった。

第4. 再発防止策

当座の対策として、以下の再発防止策を実行した。

- ・2020 年 9 月1日付で広島電力工事部の組織を変更し、モニタリング機能、牽制機能を強化した体制にした。
- ・当社の全ての現場において、預金通帳の現物チェック、銀行残高証明書とのチェックの頻度、回数を増やし、預金管理のモニタリング機能を強化した。

第5. まとめ

本件不正行為は 代人一人による特殊な事案であり、他類似案件を調査したところ他に不審な事 案は見当たらず、内部統制の仕組みに問題はなかったと判断する。 しかしながら、広島支社電力工事部管理者において内部統制の仕組みを有効に機能させず、会社に損失を招いた点は誠に遺憾である。調査委員会として、現在構築している内部統制の仕組みをより有効に機能するものにするために、上記再発防止策を講じるだけでなく、それを永続的に機能させるため、以下提言する。

・事務規程の充実

調査を進める過程で、事務規程による明文化が不十分と評価した箇所があった。事務の標準化が出来ていないところが今回の不祥事の遠因とも言え、今後事務規程の更なる充実を求める。

・コンプライアンス教育の充実

組織を強化、規程の充実をしても、最後はそれを運用する人が内部統制の核心を理解し、それを行動に移す必要がある。今後毎月発刊している社内啓蒙紙「SEC news」でコンプライアンスを全社員に啓蒙するだけでなく(すでに本不祥事案件は記事とし再発防止徹底済)、従業員一人一人にその自覚を促すよう半期に 1 回開催される全国所長会議や管理セミナーはもちろんのこと、あらゆる社内会議において内部統制の重要性を広めるよう要望する。

・業務監査の充実

内部統制の仕組み自体に問題はなかったと判断したものの、一部所において日常的なモニタリングが機能せず不正事件が発生してしまったことを踏まえると、日常的モニタリングの不備を発見するための独立的モニタリングの更なる強化が必要であると考える。監査室によって行なわれている業務監査及び内部統制監査における監査内容を見直し、事後監査にとどまらず、監査による牽制機能及び事務指導を強化することを要望する。

以上